

# 福島県地域防災計画

## 事故対策編

福島県防災会議

令和5年3月20日修正

## ＜＜福島県地域防災計画 事故対策編 目次＞＞

<b>第 1 章 総則</b>	1
<b>第 1 節 計画の目的</b>	1
<b>第 2 節 計画の位置づけ</b>	1
<b>第 3 節 市町村地域防災計画の作成又は修正</b>	2
<b>第 2 章 海上災害対策計画</b>	3
<b>第 1 節 海上災害予防対策</b>	3
第 1 海上交通の安全の確保	3
1 海上交通の安全のための情報の充実	
2 船舶の安全な運航の確保	
第 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3
1 防災情報通信網等の整備	
2 応援協力体制の整備	
3 救助・救急及び医療（助産）救護	
4 防災体制の強化	
5 福島県沿岸排出油等防除協議会	
6 危険物等の大量流出時における防除活動	
7 防災訓練の実施	
第 3 啓発活動等の実施	6
第 4 要配慮者対策	6
<b>第 2 節 海上災害応急対策計画</b>	7
第 1 災害情報の収集伝達	7
1 県及び警察本部のとりべき措置	
2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置	
3 福島海上保安部のとりべき措置	
4 関東東北産業保安監督部東北支部のとりべき措置	
5 海洋石油鉱山の鉱業権者のとりべき措置	
第 2 活動体制の確立	8
1 関係事業者の活動体制	
2 県の活動体制	
3 沿岸市町の活動体制	
4 福島海上保安部の活動体制	

5	相互応援協力	
6	自衛隊の災害派遣	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	11
1	捜索、救助・救急、及び医療（助産）救護活動	
2	消火活動	
第4	海上交通の確保（福島海上保安部）	12
1	海上交通の確保	
2	危険物の保安措置	
3	警戒区域の設定	
第5	交通規制措置	12
第6	危険物等の大量流出に対する応急措置	13
1	県のとるべき措置	
2	沿岸市町のとるべき措置	
3	沿岸消防本部のとるべき措置	
4	福島海上保安部のとるべき措置	
5	原因者等のとるべき措置	
6	海洋石油鉱山の鉱業権者のとるべき措置	
7	関係団体等のとるべき措置	
第7	ボランティアとの連携	15
第8	災害広報	15
第9	二次災害の防止（福島海上保安部）	15
<b>第3節</b>	<b>海上災害復旧対策計画</b>	<b>16</b>
	<b>海上災害情報伝達系統</b>	<b>17</b>
<b>第3章</b>	<b>航空災害対策計画</b>	<b>19</b>
<b>第1節</b>	<b>航空災害予防対策計画</b>	<b>19</b>
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	19
1	防災情報通信網等の整備	
2	防災関係機関等相互の連携	
3	応援協力体制の整備	
4	捜索、救助・救急、及び医療（助産）救護	
5	消防力の強化	
6	防災訓練の実施	
第2	要配慮者対策	20

<b>第2節 航空災害応急対策計画</b>	21
第1 災害情報の収集伝達	21
1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置	
2 県及び警察本部のとりべき措置	
3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置	
4 東京航空局福島空港出張所のとりべき措置	
第2 活動体制の確立	21
1 航空運送事業者の活動体制	
2 県の活動体制	
3 市町村の活動体制	
4 相互応援協力	
5 自衛隊の災害派遣	
第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	24
1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動	
2 消火活動	
第4 交通規制措置	25
第5 災害広報	25
<b>航空災害情報伝達系統</b>	26
<b>第4章 鉄道災害対策計画</b>	28
<b>第1節 鉄道災害予防対策</b>	28
第1 鉄道交通の安全の確保	28
1 鉄道交通の安全のための情報の充実	
2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実	
第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	28
1 防災情報通信網等の整備	
2 応援協力体制の整備	
3 救助・救急及び医療（助産）救護	
4 消防力の強化	
5 防災訓練の実施	
第3 防災知識の普及・啓発	30
第4 要配慮者対策	30
<b>第2節 鉄道災害応急対策計画</b>	31
第1 災害情報の収集伝達	31
1 鉄道事業者のとりべき措置	

2	県及び警察本部のとりべき措置	
3	市町村及び防災関係機関のとりべき措置	
第2	活動体制の確立	31
1	鉄道事業者の活動体制	
2	県の活動体制	
3	市町村の活動体制	
4	相互応援協力	
5	自衛隊の災害派遣	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	32
1	捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動	
2	消火活動	
第4	交通規制措置	33
第5	避難誘導	33
第6	災害広報	33
<b>第3節</b>	<b>鉄道災害復旧対策計画</b>	<b>34</b>
	<b>鉄道災害情報伝達系統</b>	<b>35</b>
<b>第5章</b>	<b>道路災害対策計画</b>	<b>36</b>
<b>第1節</b>	<b>道路災害予防対策</b>	<b>36</b>
第1	道路交通の安全のための情報の充実	36
第2	道路施設等の整備	36
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	36
1	防災情報通信網等の整備	
2	応援協力体制の整備	
3	救助・救急及び医療（助産）救護	
4	消防力の強化	
5	危険物等の流出時における防除活動	
6	防災訓練の実施	
第4	防災知識の普及・啓発	38
第5	要配慮者対策	38
<b>第2節</b>	<b>道路災害応急対策計画</b>	<b>39</b>
第1	災害情報の収集伝達	39
1	道路管理者のとりべき措置	
2	県及び警察本部のとりべき措置	
3	市町村及び防災関係機関のとりべき措置	

第2	活動体制の確立	39
1	道路管理者の活動体制	
2	県の活動体制	
3	市町村の活動体制	
4	相互応援協力	
5	自衛隊の災害派遣	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	40
1	捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動	
2	消火活動	
第4	交通規制措置	41
第5	危険物の流出に対する応急対策	41
第6	道路施設・交通安全施設の応急復旧	41
第7	災害広報	41
<b>第3節</b>	<b>道路災害復旧対策計画</b>	<b>42</b>
	<b>道路災害情報伝達系統</b>	<b>43</b>
<b>第6章</b>	<b>危険物等災害対策計画</b>	<b>44</b>
<b>第1節</b>	<b>危険物等災害予防対策</b>	<b>44</b>
第1	危険物等の定義	44
1	危険物	
2	高圧ガス	
3	毒物・劇物	
4	火薬類	
第2	危険物等施設の安全性の確保	44
1	危険物	
2	高圧ガス	
3	毒物・劇物	
4	火薬類	
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	46
1	防災情報通信網等の整備	
2	応援協力体制の整備	
3	救助・救急及び医療（助産）救護	
4	消防力の強化	
5	危険物等の流出時における防除活動	
6	避難対策	

7	防災訓練の実施	
第4	防災知識の普及・啓発	47
第5	要配慮者対策	47
<b>第2節</b>	<b>危険物等災害応急対策計画</b>	<b>48</b>
第1	災害情報の収集伝達	48
1	事業者のとりべき措置	
2	県及び警察本部のとりべき措置	
3	市町村及び防災関係機関のとりべき措置	
第2	活動体制の確立	48
1	事業者の活動体制	
2	県の活動体制	
3	市町村の活動体制	
4	相互応援協力	
5	自衛隊の災害派遣	
第3	災害の拡大防止	49
1	事業者のとりべき措置	
2	県、市町村、消防機関等のとりべき措置	
第4	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	50
1	捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動	
2	消火活動	
第5	交通規制措置	50
第6	危険物等の大量流出に対する応急対策	50
1	事業者、消防機関、警察本部等のとりべき措置	
2	県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村のとりべき措置	
第7	避難誘導	50
1	市町村等のとりべき措置	
2	要配慮者対策	
第8	災害広報	51
<b>第3節</b>	<b>危険物等災害復旧対策計画</b>	<b>52</b>
	<b>危険物等災害情報伝達系統</b>	<b>53</b>
<b>第7章</b>	<b>大規模な火事災害対策計画</b>	<b>54</b>
<b>第1節</b>	<b>大規模な火事災害予防対策</b>	<b>54</b>
第1	災害に強いまちづくりの形成	54
1	災害に強い町の形成	

2	火災に対する建築物の安全化	
第2	大規模な火事災害防止のための情報の充実	55
1	気象情報の収集及び伝達	
2	火災気象情報通報の伝達及び火災警報等	
第3	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	56
1	防災情報通信網等の整備	
2	応援協力体制の整備	
3	救助・救急及び医療（助産）救護	
4	消防力の強化	
5	避難対策	
6	防災訓練の実施	
第4	防災知識の普及・啓発	56
第5	要配慮者対策	56
<b>第2節</b>	<b>大規模な火事災害応急対策計画</b>	<b>57</b>
第1	災害情報の収集伝達	57
1	県及び警察本部のとりべき措置	
2	市町村及び防災関係機関のとりべき措置	
第2	活動体制の確立	57
1	事業者の活動体制	
2	県の活動体制	
3	市町村の活動体制	
4	相互応援協力	
5	自衛隊の災害派遣	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	58
1	捜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動	
2	消火活動	
第4	交通規制措置	58
第5	避難誘導	58
1	市町村等のとりべき措置	
2	要配慮者対策	
第6	災害広報	58
<b>第3節</b>	<b>大規模な火事災害復旧対策計画</b>	<b>59</b>
	<b>大規模な火事災害情報伝達系統</b>	<b>60</b>
<b>第8章</b>	<b>林野火災対策計画</b>	<b>61</b>



<b>第1節</b>	<b>林野火災予防対策計画</b>	<b>61</b>
第1	林野火災の特性	61
第2	林野火災に強い地域づくり	61
第3	林野火災防止のための情報の充実	61
第4	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	62
	1 防災情報通信網等の整備	
	2 応援協力体制の整備	
	3 救助・救急及び医療（助産）救護	
	4 消防力の強化	
	5 避難対策	
	6 防災訓練の実施	
第5	防災知識の普及・啓発	63
第6	要配慮者対策	63
<b>第2節</b>	<b>林野火災応急対策計画</b>	<b>64</b>
第1	災害情報の収集伝達	64
	1 県及び警察本部のとりべき措置	
	2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置	
第2	活動体制の確立	65
	1 県の活動体制	
	2 市町村の活動体制	
	3 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制	
	4 相互応援協力	
	5 自衛隊の災害派遣	
第3	捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動	66
	1 捜索、救助・救急及び医療（助産）救護	
	2 消火活動	
第4	交通規制措置	67
第5	避難誘導	67
	1 市町村等のとりべき措置	
	2 要配慮者対策	
	3 森林内の滞在者	
第6	災害広報	67
第7	二次災害の防止	67
<b>第3節</b>	<b>林野火災復旧対策計画</b>	<b>69</b>
	<b>林野火災情報伝達系統</b>	<b>70</b>



## 担当部署の記載について

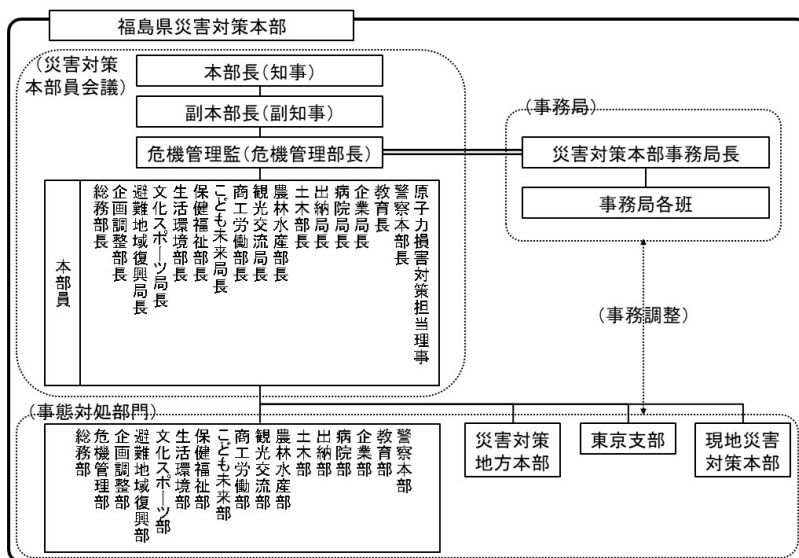
### ○ 県の災害対応について

- ・ 災害対策本部が設置される場合

県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。

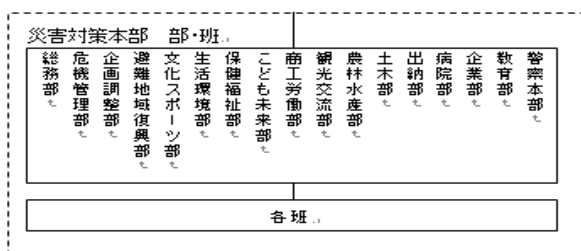
災害対策本部には、各部局から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部局・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。

なお、災害対策本部事務局各班は、所掌事務に係る各部各班と連絡調整を行うとともに、事務の実施についての指示及び進捗状況の把握を行う。



- ・ 災害対策本部が設置されない場合

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部局・総室において、平時の所掌事務に係る災害応急対応を実施することとする。



※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部局・総室として対応する。

○ 担当部署の記載について

県のそれぞれの業務について、平時から対応しており災害予防対策の主体となる部署を明記した。

ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害予防対策に取り組むこととする。

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

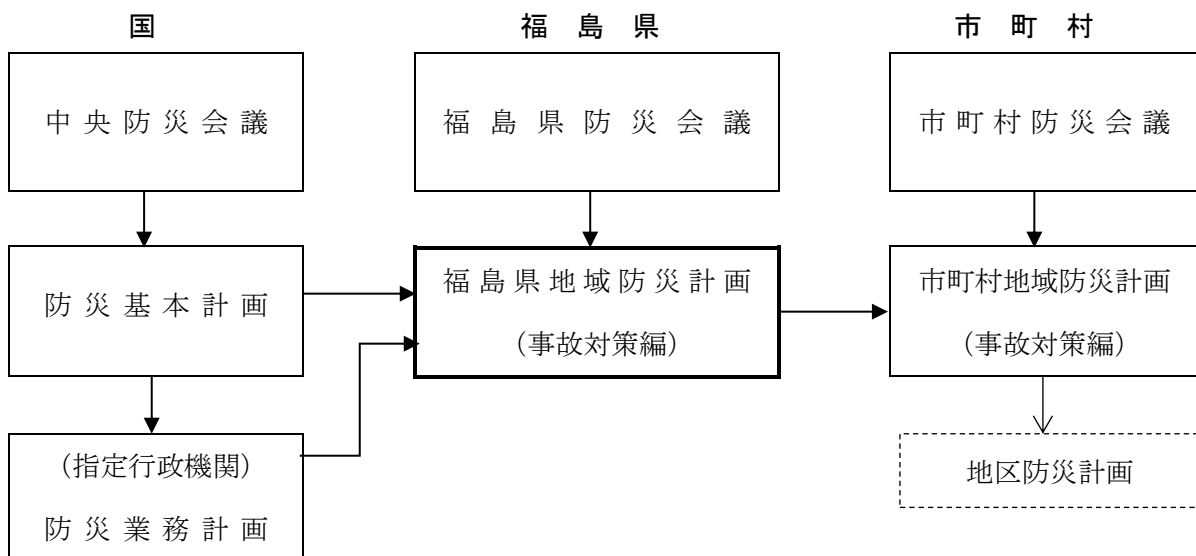
地域防災計画事故対策編は、県内の海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災（以下、この章において事故災害という。）に対処するため、近年の防災をめぐる社会構造の変化、過去の大規模な災害の経験等を踏まえて総合的な対策を定めたものであり、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県民の生命、身体及び財産を事故災害から保護することを目的とする。

なお、この章に定められていない事項については、「一般災害対策編 第1章 総則」の定めによるものとする。

## 第2節 計画の位置づけ

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、県防災会議が作成する地域防災計画のうち事故災害に関する計画として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画と連携した県の地域に関する計画であるとともに、市町村地域防災計画の指針となるものである。

国、県、市町村における防災会議と防災計画（事故対策編）の位置づけ



### 第3節 市町村地域防災計画の作成又は修正

このことについては、「一般災害対策編第1章第1節第7」を参照するものとする。

## 第2章 海上災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、警察本部、沿岸市町、沿岸消防本部、福島海上保安部、関東東北産業保安監督部東北支部、福島県沿岸排出油等防除協議会、福島県漁業協同組合連合会、小名浜共同防災協議会、海洋石油鉱山鉱業権者)

この計画は、海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶や陸上施設、海上施設からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災等の発生といった海上災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。  
なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。  
ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

### 第1節 海上災害予防対策

#### 第1 海上交通の安全の確保

##### 1 海上交通の安全のための情報の充実

福島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を図るとともに、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

##### 2 船舶の安全な運航の確保

福島海上保安部は、船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守について指導監督するものとする。

#### 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

(1) 海上運送事業者をはじめとする民間事業者（以下、この章において「関係事業者」という。）は、海上災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。

(2) 県（危機管理総室）は、福島県総合情報通信ネットワークを利用した迅速かつ的確な情報の収集伝達及び衛星通信を利用した携帯電話の導入等により不感地帯に対応した通信機器の整備、充実に努めるとともに、「一般災害対策編第2章第2節 防災情報通信網の整備」の定めにより、必要に応じてその他通信連絡網の整備・活用を図るものとする。

また、災害の応急対策等を支援するため、地形・地盤特性、人口、建築物、防災施設等の防災関連情報を、コンピュータ上のデジタル地図と関連づけて管理する地理情報システム（GIS）の整備に努めるものとする。

(3) 市町村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対

応した通信機器の整備について配慮するものとする。

## 2 応援協力体制の整備

- (1) 関係事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、海上災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

## 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 関係事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- (2) 県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村及び防災関係機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、「一般災害対策編第2章第5節第1 消防力の強化」及び「同章第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村は、あらかじめ、消防機関及び医療機関の連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努めるものとする。

## 4 防災体制の強化

### (1) 関係事業者のとりべき措置

海上災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から福島海上保安部、消防機関等との連携の強化に努めるものとする。

### (2) 県（危機管理総室）のとりべき措置

海上災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう防災資機材の整備について、指導支援を行うものとする。

### (3) 沿岸市町のとりべき措置

ア 沿岸部での消火活動、救助活動を効率的に行うため、必要に応じた資機材の整備に努める



ものとする。

イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

## 5 福島県沿岸排出油等防除協議会

### (1) 福島海上保安部のとるべき措置

福島県沿岸海域において大量の油等が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動等の推進を図るため、福島県沿岸排出油等防除協議会（以下、この章において「防除協議会」という。）の体制の充実を図るものとする。

### (2) 県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）及び沿岸市町のとるべき措置

海上災害等の派生予防のため、防除協議会など各種協議会等の機関の運営に協力し、災害時に関係機関が連携して対応できるよう努めるものとする。

## 6 危険物等の大量流出時における防除活動

### (1) 県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）及び警察本部のとるべき措置

ア 県（危機管理総室、地方振興局）は、関係機関、関係団体等が保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消化剤等の消火機材の備蓄量を把握し、災害時に円滑な協力が得られるよう調整を行うとともに、必要に応じ増量について指導又は要請するものとする。

イ 県（水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）及び警察本部は、化学消火薬剤等の消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材の整備に努めるものとする。

ウ 県（港湾建設事務所）は、重要港湾の所在する市町及び専用の港等を所有する事業者に対し、必要に応じて消防艇等の配置について指導するものとする。

エ 警察本部は、災害応急活動において使用する災害警備用装備資機材等の整備に努めるものとする。

### (2) 沿岸市町のとるべき措置

化学消火薬剤等消火機材及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材等の整備に努める。

### (3) 消防機関のとるべき措置

海上災害時の応急活動に使用する消防用資機材の整備に努めるものとする。

### (4) 関東東北産業保安監督部東北支部のとるべき措置

海洋石油鉱山の鉱業権者に対し、関係法令の遵守について指導監督するものとする。

(5) 福島海上保安部のとるべき措置

ア 資機材の整備

災害応急活動において使用する救難用機材、消防用資機材及び排出油等防除用資機材等の整備について努めるものとする。

イ 排出油等防除体制の確立

海上関係機関並びに県内関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、関係機関等が連携して応急活動に当たれるよう体制の整備に努めるものとする。

(6) 関係事業者等のとるべき措置

ア 船舶所有者、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除用資機材及び化学消化剤等消火機材の備蓄に努めるものとする。

イ 海洋石油鉱山の鉱業権者は、事故の発生を防止するため万全の体制をとるとともに、消火用機材及び防除活動用資機材の整備に努めるものとする。

## 7 防災訓練の実施

県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより、県、市町村、防災関係機関、関係事業者及び関係団体等が相互に連携するため、排出油防除、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

## 第3 啓発活動等の実施

福島海上保安部は、防災講習会等を通じて、関係者等に対し海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

## 第4 要配慮者対策

県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）及び市町村は、「一般災害対策編第2章第9節 避難対策」及び「同章第16節 要配慮者対策」の定めにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

## 第2節 海上災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県（危機管理総室）は、海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「海上災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県（危機管理総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 県（危機管理総室）は、応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示若しくは要請するものとする。
- (4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、早期に被災状況、交通状況等を把握するため、衛星通信等を利用した画像伝送装置の充実に努め、災害情報の収集に当たるものとする。
- (5) 県（危機管理総室）及び警察本部は、必要に応じて、県消防防災ヘリコプター及びテレビカメラ搭載の県警ヘリコプター（ヘリテレ「可視カメラ及び赤外線カメラ」）による上空からの被害状況の把握を行うものとする。
- (6) 県（危機管理総室）は、福島県沖で海上災害が発生した場合又は隣接県沖で海上災害が発生し福島県に影響を及ぼすおそれがある場合は、隣接県等との情報交換等により相互連絡体制をとるものとする。

#### 2 沿岸市町及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 沿岸市町及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 沿岸市町及び沿岸消防本部から県（危機管理総室）への海上災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統-7 海上災害」により連絡するものとする。

#### 3 福島海上保安部のとりべき措置

##### (1) 情報収集

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、関係機関等と密接な連携をとり、情報収集に努めるとともに、巡視船艇及び航空機を活用し、情報収集を行うものとする。

##### (2) 情報の伝達

海上災害の発生が予想されるとき、又は海上災害が発生したときは、その状況の把握に努めるとともに、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、関係機関及び関係団体等へ伝達するものとする。

また、調査等により収集した被害情報を県災害対策本部情報班（災害対策本部未設置の場合

は、危機管理総室）及び関係機関に連絡するものとする。

(3) 船舶等への警報等の伝達・通報

ア 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全通報等により周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知するものとする。

イ 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じ水路通報を行うものとする。

ウ 大量の油の排出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに巡視船艇による巡回等により速やかに周知するものとする。

4 関東東北産業保安監督部東北支部のとりべき措置

海洋石油鉱山の鉱業権者に対し、事故拡大防止措置の実施を指示するとともに、事故状況を把握し、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、福島海上保安部に伝達するものとする。

5 海洋石油鉱山の鉱業権者のとりべき措置

原油等の流出事故が発生した場合には、別に定める「海上災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、関東東北産業保安監督部東北支部及び福島海上保安部に通報するものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに初期消火、延焼防止活動、流出防止等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、福島海上保安部、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

### 2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

県は、「一般災害対策編第3章第2節第1 配備基準」に基づき、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備、特別警戒配備へ移行するとともに、「一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備」に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

なお、特別警戒配備の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、危機管理部長の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

県は、災害の規模、範囲等から災害対策本部の設置には至らないが、必要と認められたときは、「一般災害対策編第3章第1節第2 10 福島県特別警戒本部」に基づき特別警戒本部を設置し、「一般災害対策編第3章第2節第1 配備基準」により特別警戒本部体制をとり、災害情報の収集連絡及び総合的な災害応急対策を行うとともに、「一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮して、本部長（副知事）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

県は、災害の規模又は被害の状況等から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」に基づき災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

災害対策本部の組織編成（部、班編成）については、被害の実態や被災後の時間の経過に伴い、必要となる応急対策活動に即応するために、目的別に変更することができる。

また、災害対策本部の事務分掌については、災害の態様、状況に応じて、事務分掌にかかわらず、本部長の命ずるところにより、他部・他班の行う事項について応援するものとする。

なお、災害対策本部事務局については、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」に基づき設置するが、必要となる応急対策活動に即応するために、総括班長を危機管理課長、情報班長を災害対策課長に変更するものとする。ただし、「第8章 林野火災対策計画」は除く。

イ 災害対策本部体制

非常配備体制については、「一般災害対策編第3章第2節 職員の動員配備」の配備基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害対策本部体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（知事）の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」を参照するものとする。

3 沿岸市町の活動体制

沿岸市町は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施するものとする。

#### 4 福島海上保安部の活動体制

福島海上保安部は、災害の状況に応じて速やかに、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### 5 相互応援協力

##### (1) 県のとるべき措置

県（危機管理総室）は、大規模な海上災害が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うものとする。

また、海上災害の防除活動により備蓄資機材が不足するときは、隣接県等に対し、協力要請を行うものとする。

##### (2) 沿岸市町のとるべき措置

沿岸市町は、海上災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

また、福島海上保安部、県等関係機関と連携を密にし、必要に応じ関係機関に支援を要請するものとする。

##### (3) 沿岸消防本部のとるべき措置

沿岸消防本部は、海上災害の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

##### (4) 福島海上保安部のとるべき措置

###### ア 応援等要請

必要に応じて第二管区海上保安本部、その他の海上保安機関に応援を要請するとともに、県、警察、沿岸市町、消防機関及び関係団体等に協力を要請するものとする。

###### イ 関係機関等への支援活動

###### (ア) 緊急輸送

県（危機管理総室）、関係市町等から負傷者、避難者、救助・救急要員、医師等の人員又は必要な機材、物資等の緊急輸送について、要請があったとき又は必要と認めたときは、航空機及び巡視船艇により輸送を行うものとする。

###### (イ) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったときは又はその必要があると認められるときは、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成18年国土交通省令第4号）に基づき、災害救助用物品を被災者に対し無償貸し出し又は譲与するものとする。

(ウ) 県及び関係市町等の応急対策への支援

県（危機管理総室）及び関係市町等から陸上における救助・救急活動等についての支援の要請や医療活動 場所・災害応急対策の従事者の宿泊場所としての巡視船艇の提供の要請があったときは、海上における災害応急対策に支障をきたさない範囲において、これらを行うものとする。

(5) 事業者のとるべき措置

事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

## 6 自衛隊の災害派遣

(1) 県（危機管理総室）のとるべき措置

流出油等が陸上に漂着又は漂着のおそれがある場合に、人命救助及び被害の拡大を防止するために沿岸市町から要請があり、かつ必要と認める場合には、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

(2) 福島海上保安部のとるべき措置

海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請に必要があれば、直ちに要請手続きをするものとする。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 沿岸市町は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

また、福島海上保安部等関係機関と協力し、水難救護法に基づき、遭難船舶の救護を行うものとする。

(2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、沿岸市町、警察本部、福島海上保安部等と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

(4) 福島海上保安部は、船舶の遭難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索活動を行うものとする。

(5) 日本赤十字社福島県支部は、関係機関と連絡をとり、負傷者の救護を行うものとする。

### 2 消火活動

(1) 消防機関、関係事業者等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行

うものとする。

- (2) 福島海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- (3) 消防機関は、船舶火災が発生した場合、「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、福島海上保安部と密接に連携して消火活動を行うものとする。
- (4) 県（危機管理総室）は、市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。
- (5) 被災地以外の市町村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- (6) 福島海上保安部
  - ア 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇等によりその消火を行うものとする。また、必要に応じて消防機関等関係機関に対し、応援を要請するものとする。
  - イ 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止に努めるとともに、航泊船舶を移動させる等の措置を行うものとする。

#### 第4 海上交通の確保（福島海上保安部）

##### 1 海上交通の確保

船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に運航できるよう努めるものとする。

##### 2 危険物の保安措置

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行うものとする。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のための必要な指導を行うものとする。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行うものとする。

##### 3 警戒区域の設定

- (1) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため、時に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。
- (2) 警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町にその旨通知するものとする。

#### 第5 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2 交通規制措置」を参照するものとする。



## 第6 危険物等の大量流出に対する応急措置

### 1 県のとるべき措置

(1) 危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所

ア 県有船舶の出動及び備蓄資機材の活用

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じて県有船舶を出動させ、防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

イ 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

ウ 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び漂着が予想される沿岸地先海面の巡回監視を行うものとする。

エ 漂着した油等の除去

船舶の事故、海洋石油鉱山の事故等により海上から流出油等が海岸に漂着した場合、原因者その他の防除義務者に対し、漂着油等の防除のために必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要に応じ、港湾・漁港施設、河川等の漂着油の除去作業を行うものとする。

また、海岸等から除去した油等の最終処分確認等を行うものとする。

(2) 警察本部

ア 油等の大量流出等が発生したときは、航空機、船舶等により、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

イ 油等の大量流出等の海上災害が発生したときは、関係機関と連携を密にし、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行うものとする。

### 2 沿岸市町のとるべき措置

(1) 防除活動への協力等

海上災害の拡大を防止するため、必要に応じ防除活動に協力するとともに、備蓄資機材を関係機関に提供するものとする。

(2) 沿岸地先海面の監視

流出油等の漂着及び流出油火災が沿岸に及ぶおそれのある地先海面の巡回監視を行うものとする。

(3) 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、関係市町は、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

(4) 漂着油等の応急処理

漂着油等により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、必要に応じて漂着油の除去作

業等応急の措置を行うものとする。

### 3 沿岸消防本部のとりべき措置

#### (1) 沿岸地先海面の警戒

流出油等の被害及び流出油火災が沿岸におよぶおそれのある地先海面の警戒に当たるものとする。

#### (2) 防除協議会への参画

防除協議会に総合調整本部が設置されたときは、職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の調整に参画するものとする。

#### (3) その他の応急措置

沿岸市長及び町長の指示又は要請に基づき応急措置を行うものとする。

### 4 福島海上保安部のとりべき措置

海上に大量の排出油等が流出したときは、次の措置を講ずるものとする。

なお、防除活動にあたっては、排出油等の拡散及び性状の変化の状況の的確な把握に努め、初動段階において、有効な防除勢力の先制集中を図り、迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が行えるよう留意するものとする。

(1) 巡視船艇及び航空機等により排出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、原因者に対し防除作業について必要な指導を行うものとする。

(2) 緊急に防除措置を講ずる必要があると認められるときは、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等により応急の防除措置を行うものとする。

(3) 前記(1)、(2)の措置を講じた上で、さらに排出油等が沿岸に漂着又はそのおそれがあるときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止める措置を講ずるとともに、防災協議会に総合調整本部を設置し、排出油等の状況把握及び災害状況の調査、情報収集を行い、原因者、指定海上防災機関等を含め対策について協議調整を行うものとする。

### 5 原因者等のとりべき措置

排出油等の拡散防止、除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処理を速やかに行うものとする。また、緊急に防除措置を講ずる場合においては、必要に応じ指定海上防災機関に委託するものとする。

### 6 海洋石油鉱山の鉱業権者のとりべき措置

速やかに事故拡大防止措置を行うとともに、原油、天然ガス等の流出、拡散防除活動を行うものとする。

また、関東東北産業保安監督部東北支部、福島海上保安部等関係機関と連携を密にし、必要に応じ、関係機関等に支援を要請するものとする。

### 7 関係団体等のとりべき措置

#### (1) 排出油等の防除

福島県漁業協同組合連合会等の防災協議会会員は職員を総合調整本部に派遣し、防除活動の

調整に参画する。

(2) 防除活動への協力

オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の排出油防除用資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する関係事業者、関係団体は、原因者等から協力要請があった場合は、協力するよう努めるものとする。

(3) 指定海上防災機関

海上災害の発生及び拡大の防止のための措置を実施する指定海上防災機関は、福島海上保安部より指示を受けた場合又は原因者より委託を受けた場合、排出油の防除措置を速やかに実施するものとする。

## 第7 ボランティアとの連携

このことについては、「一般災害対策編第3章第23節 ボランティアとの連携」を参照するものとする。

## 第8 災害広報

県（危機管理総室、地方振興局、水産事務所、水産海洋研究センター、水産資源研究所、港湾建設事務所）、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、相互に協力して、流出油等が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等海上災害の状況、安否情報、交通規制、火気使用の制限又は火気使用の禁止等危険防止措置等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者の家族等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

## 第9 二次災害の防止（福島海上保安部）

- 1 海難の発生等により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。
- 2 海難船舶又は漂流物、沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去等船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるよう命令又は勧告するものとする。
- 3 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行うものとする。

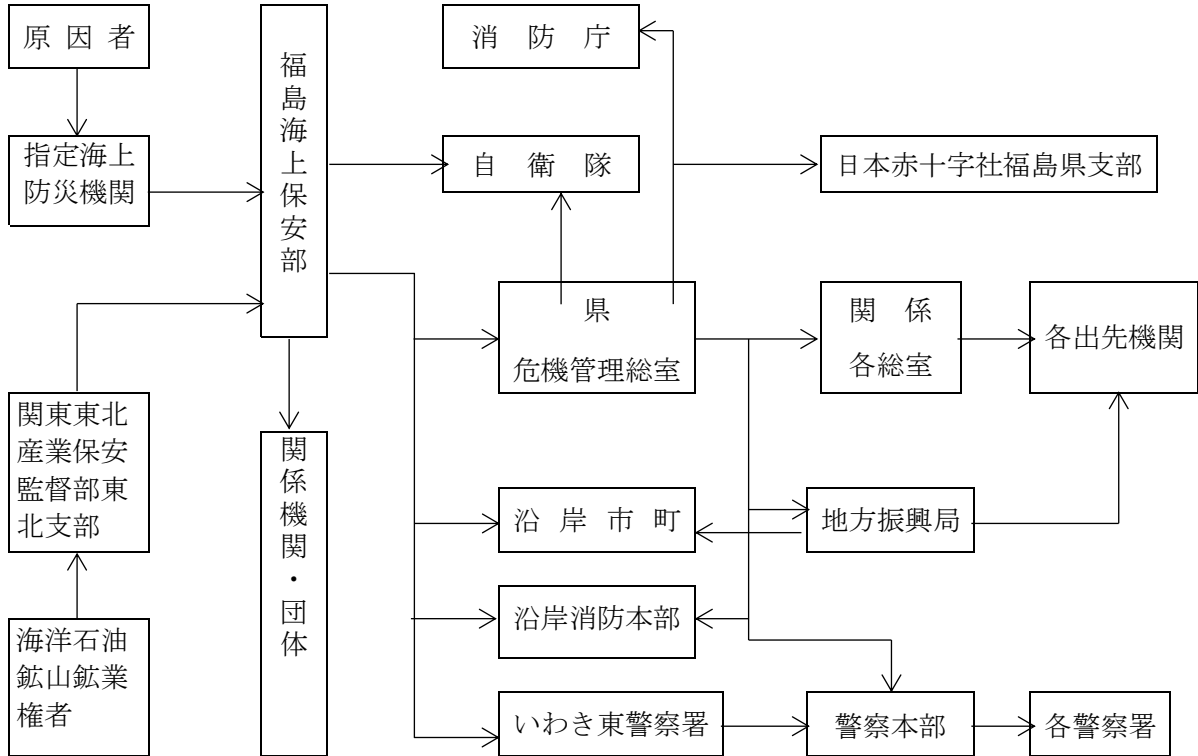
### 第3節 海上災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

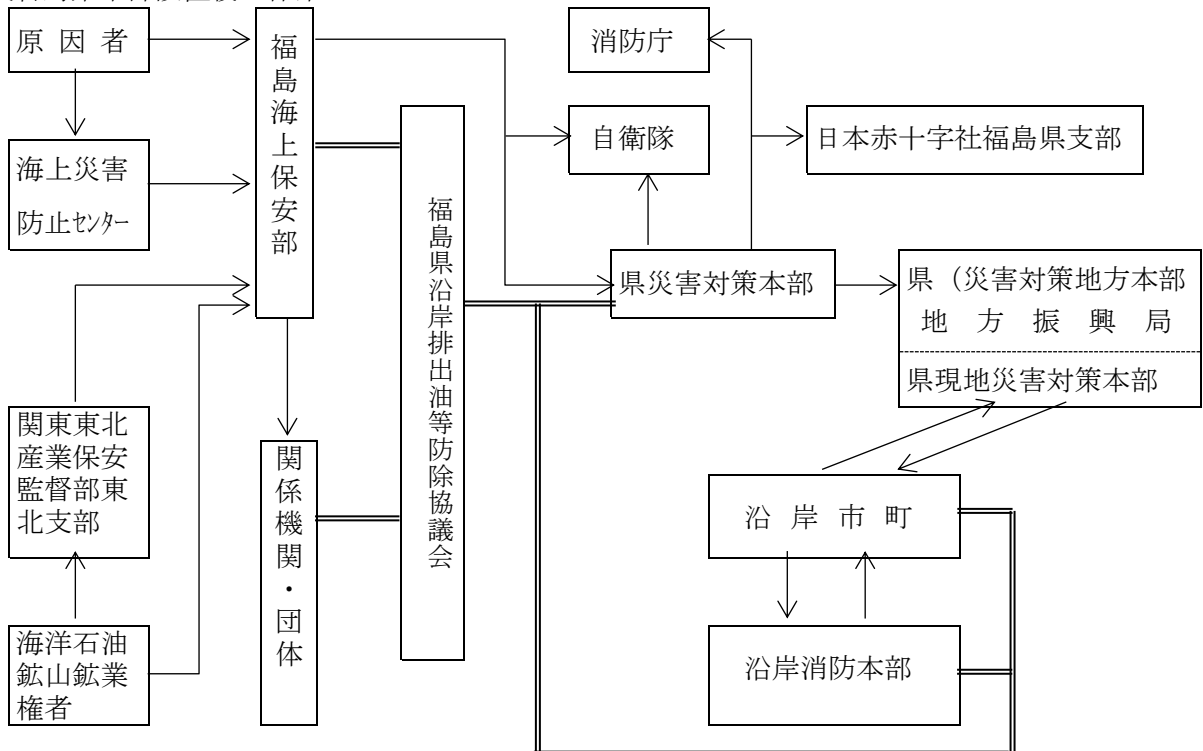
別図1

## 海上災害情報伝達系統

### I 災害の初期情報体系

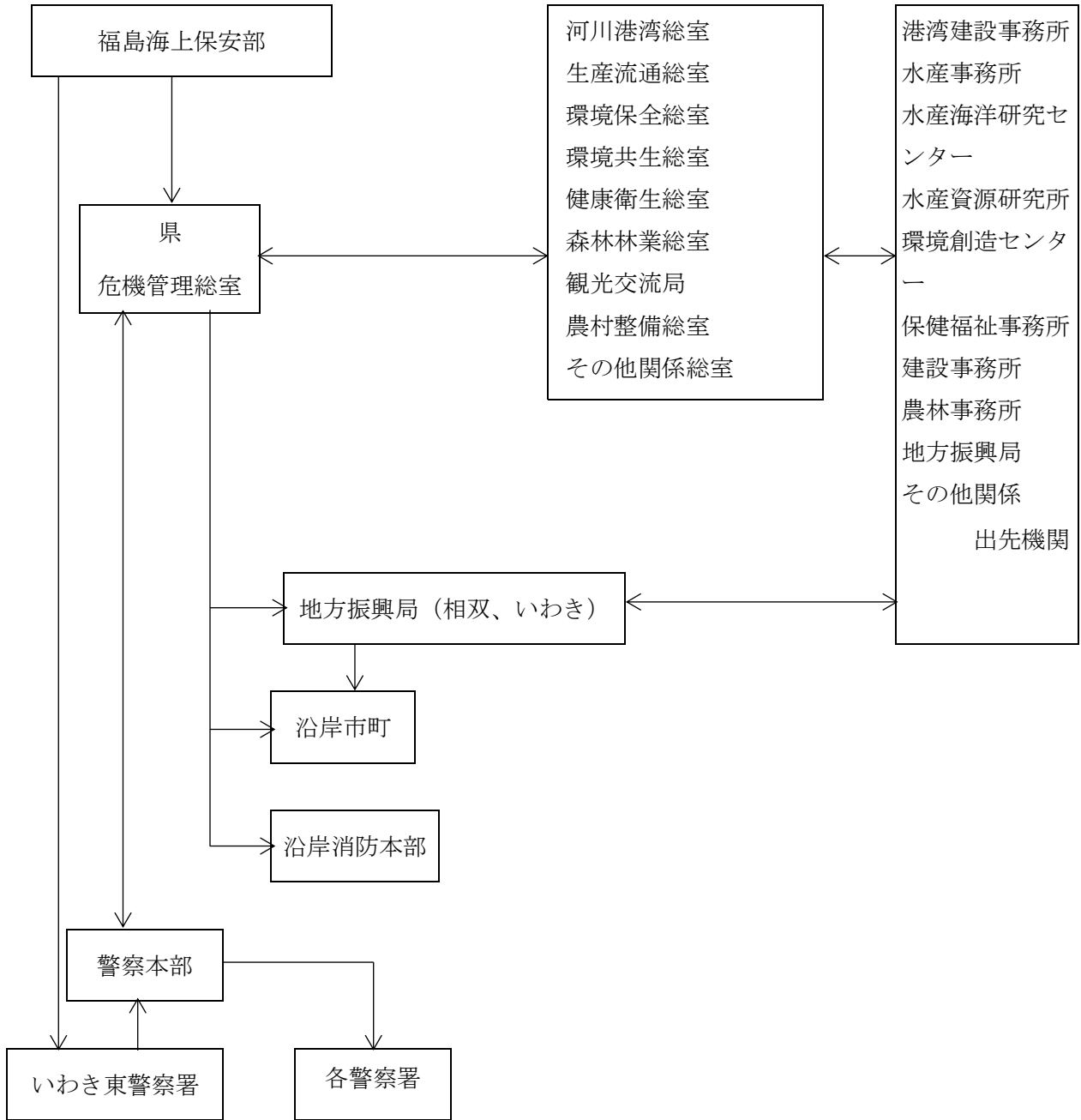


### II 災害対策本部設置後の体系



※ =は、福島県沿岸排出油等防除協議会の構成機関・団体の伝達系統

Ⅲ 県関係機関連絡系統



※ この図（Ⅰ～Ⅲ）の矢印は、発災初期の情報伝達ルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第3章 航空災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、土木部、福島空港事務所、警察本部、市町村、消防本部、東京航空局福島空港出張所、(一社)福島県医師会)

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 航空災害予防対策計画

#### 第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

- (1) 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備するものとする。
- (2) 上記のほか、「第2章第1節第2 1 防災情報通信網等の整備(2)及び(3)」を参照するものとする。

##### 2 防災関係機関等相互の連携

福島空港事務所は、福島空港及び空港周辺(別図2)(以下、この計画において「福島空港等」という。)における航空災害について「福島空港緊急時計画」を策定し、防災関係機関等との連携強化に努めるものとする。

##### 3 応援協力体制の整備

- (1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。
- (2) 上記のほか、「第2章第1節第2 2 応援協力体制の整備(2)及び(3)」を準用するものとする。

##### 4 捜索、救助・救急及び医療(助産)救護

- (1) 福島空港事務所は、福島空港等における航空災害について、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。
- (2) 上記のほか、「第2章第1節第2 3 救助・救急及び医療(助産)救護(2)及び(3)」を参照するものとする。

##### 5 消防力の強化

###### (1) 福島空港事務所のとるべき措置

福島空港等において発生した航空災害による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資機材及び「福島空港緊急時計画 11(1)」に定める、消火救難用資器材の

整備を促進するとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努めるものとする。

(2) 県（危機管理総室）のとりべき措置

災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

(3) 市町村のとりべき措置

ア 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。

イ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

**6 防災訓練の実施**

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより、県、市町村、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

**第2 要配慮者対策**

このことについては、「第2章第1節第4 要配慮者対策」を参照するものとする。



## 第2節 航空災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 福島空港事務所（空港管理者）のとりべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5 連絡通報体制」に定める、福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡するものとする。

#### 2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県（危機管理総室、河川港湾総室）は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県（危機管理総室、河川港湾総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1 県及び警察本部のとりべき措置(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 市町村及び防災関係機関は、航空災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」及び「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施するものとする。

(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—6 航空災害」により連絡するものとする。

#### 4 東京航空局福島空港出張所のとりべき措置

航空災害の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、「航空災害情報伝達系統（別図1）」により防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限に止めるよう努めるものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、警察本部、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努めるものとする。

### 2 県の活動体制

#### (1) 災害対策本部の設置前

ア 福島空港等における航空災害の場合

(ア) 福島県航空機事故対策本部及び航空機事故対策現地本部

a 福島県航空機事故対策本部

知事は、航空災害発生のお知らせを受け、必要と認める場合は、「福島空港緊急時計画 4 (3) 事故、爆破等、航空機強取及び不法侵入対策指揮体制と役割」に基づき福島県航空機事故対策本部を設置するものとする。

b 航空機事故対策現地本部（合同対策本部）

福島空港事務所長は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 4(3) 事故、爆破等、航空機強取及び不法侵入対策指揮体制と役割」に基づき、福島空港事務所内に航空機事故対策現地本部を設置するものとする。

イ アを除く地域における航空災害の場合

(ア) 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2 (1)ア」を参照するものとする。

(イ) 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2 (1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2 (2)ア」を参照するものとする。

なお、福島空港等における航空災害について、航空災害の規模が大きく、総合的かつ迅速な応急対策を講ずるため災害対策本部が設置された場合、福島県航空機事故対策本部は、災害対策本部へ移行するものとする。

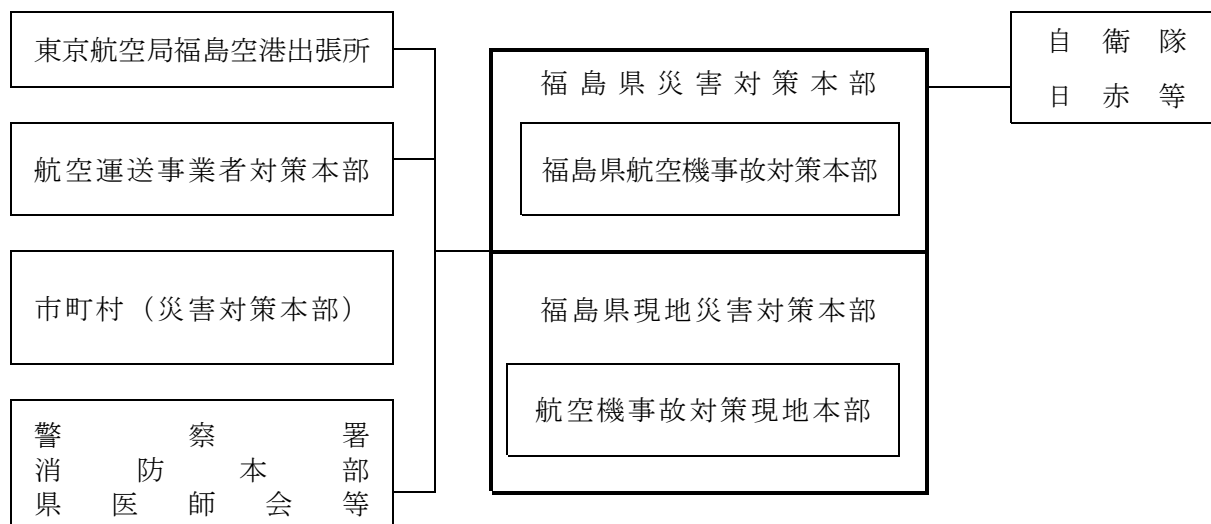
イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2 2 (2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節」を参照するものとする。

なお、福島空港等における航空災害について災害対策本部が設置された場合、航空機事故対策現地本部は、福島県現地災害対策本部とする。



### 3 市町村の活動体制

このことについては、「第2章第2節第2-3」を準用するものとする。

### 4 相互応援協力

#### (1) 県のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2-5(1)」を参照するものとする。

#### (2) 市町村のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2-5(2)」を準用するものとする。

#### (3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2-5(3)」を準用するものとする。

### 5 自衛隊の災害派遣

県（危機管理総室）は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために市町村から要請があり、かつ必要と認める場合は、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

また、国の空港事務所長等法令で定める者は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、自衛隊の派遣要請の必要があれば、直ちに要請するものとする。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

##### (1) 福島空港等における航空災害の場合

次によるほか、(2)の場合に準ずるものとする。

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合、速やかに被害状況を把握し、「福島空港消火救難対策実施要領」及び「福島空港消防救急業務実施要領」に基づき、必要に応じ、救助・救急活動を行うとともに、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出、消火が行われるよう協力するものとする。

また、医療機関の協力を得て医療救護活動を実施するものとする。

イ 須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合等は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に救助・救出を行うものとする。

ウ 東京航空局福島空港出張所は、航空機事故に係る火災が発生したときは、消防機関等の協力を得て消防活動を実施する。航空機事故が発生したときは、状況に応じ、空港利用者を避難させる等必要な措置をとるものとする。

##### (2) (1)を除く地域における航空災害の場合

ア 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

また、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、福島海上保安部と連携し、航空機、船舶等により迅速な搜索活動及び救出救助活動を行うものとする。

イ 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

ウ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 福島海上保安部は、船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、搜索救助を行うものとする。

#### 2 消火活動

##### (1) 福島空港等における航空災害の場合

次によるほか、(2)の場合に準ずるものとする。

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合は、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。

イ 須賀川地方広域消防組合、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合、須賀川市及び玉川村は、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、

迅速に消火活動を行うものとする。

(2) (1)を除く地域における航空災害の場合

ア 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 上記のほか、「第2章第2節第3 2 (4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画 6 出動・アクセス体制」に基づき、交通規制等を実施するものとする。

#### 第5 災害広報

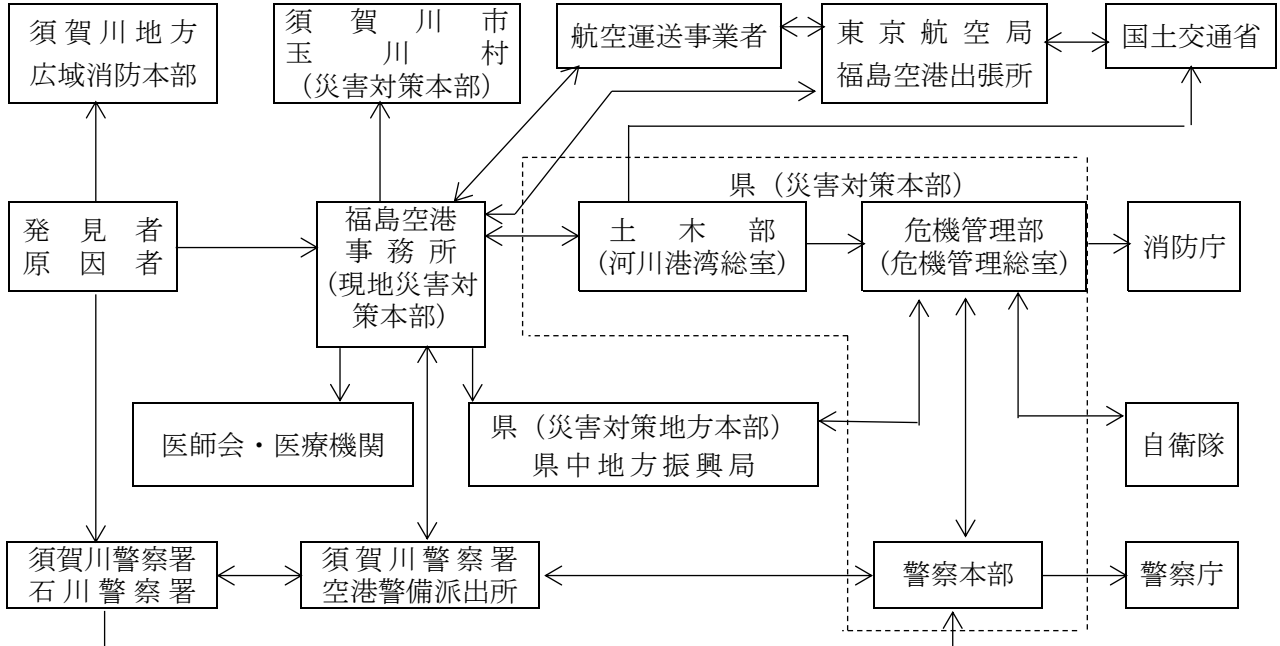
県（危機管理総室、河川港湾総室）、市町村、防災関係機関及び航空運送事業者は、相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

別図1

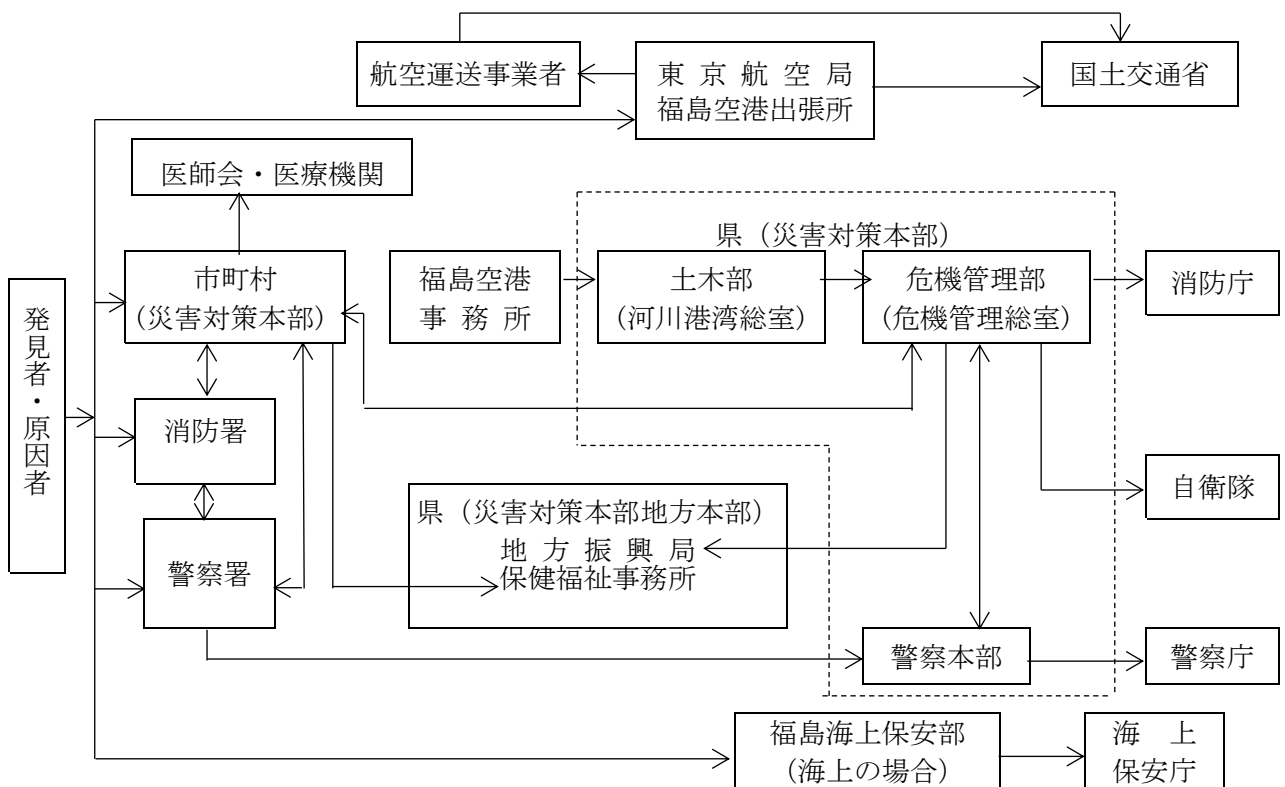
航空災害情報伝達系統

I 福島空港等における航空機事故



※ 自衛隊の災害派遣要請は危機管理総室により行う。

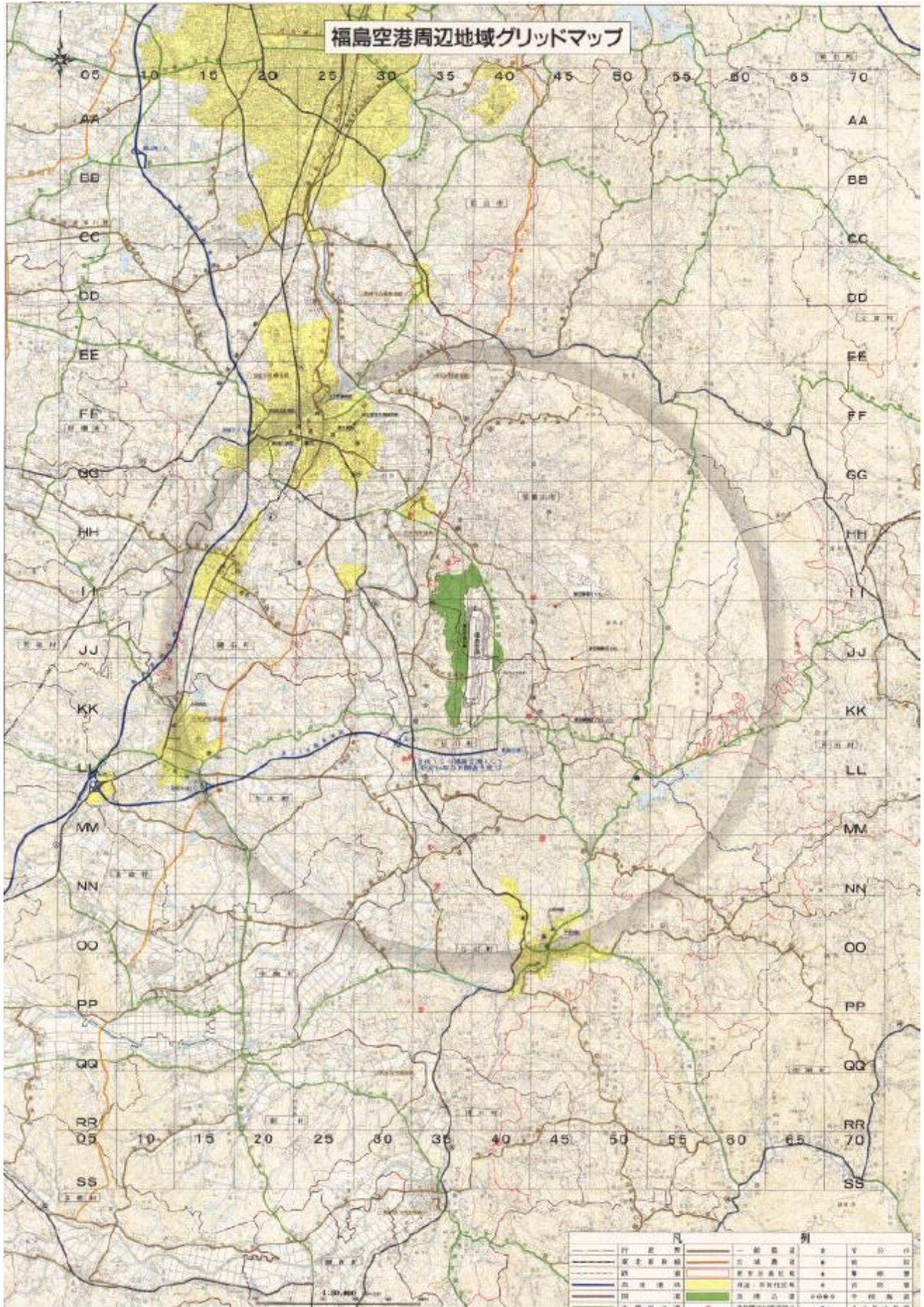
II I以外の地域における航空機事故



※ この図 (I~II) の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。



別図2





## 第4章 鉄道災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、警察本部、市町村、各鉄道事業者)

この計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 鉄道災害予防対策

#### 第1 鉄道交通の安全の確保

##### 1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、鉄道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努めるものとする。

##### 2 鉄道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努めるものとする。

(2) 県（生活環境総室）、市町村、道路管理者、鉄道事業者等は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

#### 第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

(1) 鉄道事業者は、「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策」の定めにより、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図るものとする。

また、県（生活環境総室）、市町村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずるものとする。

(2) 上記のほか、「第2章第1節第2-1(2)及び(3)」を参照するものとする。

##### 2 応援協力体制の整備

(1) 県（生活環境総室）、市町村及び防災関係機関は、鉄道災害における応急対策に万全を期す



ため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 県（生活環境総室）、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。

- (2) 上記のほか、「第2章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

### 4 消防力の強化

#### (1) 鉄道事業者のとりべき措置

火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努めるものとする。

#### (2) 県（生活環境総室）のとりべき措置

このことについては、「第3章第1節第1 5 (2)」を準用するものとする。

#### (3) 市町村のとりべき措置

このことについては、「第3章第1節第1 5 (3)」を参照するものとする。

## 5 防災訓練の実施

県（危機管理総室、生活環境総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、市町村、防災関係機関、鉄道事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

## 第3 防災知識の普及・啓発

県（生活環境総室）及び鉄道事業者は、国と連携し、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の事故を防止するため、全国交通安全運動等を通じ、ポスターの掲示、チラシの配布等により、事故防止に関する知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 第4 要配慮者対策

このことについては、「第2章第1節第4」を参照するものとする。

## 第2節 鉄道災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 鉄道事業者のとりべき措置

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県（生活環境総室）は、鉄道災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県（生活環境総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統－2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、「一般災害対策編 第3章第20節第5－1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策」及び「同節第5－2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策」の定めにより、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### 2 県の活動体制

#### (1) 災害対策本部の設置前

##### ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)ア」を参照するものとする。

##### イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)イ」を参照するものとする。

#### (2) 災害対策本部

##### ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)ア」を参照するものとする。

##### イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節」を参照するものとする。

**3 市町村の活動体制**

このことについては、「第2章第2節第2 3」を準用するものとする。

**4 相互応援協力**

(1) 県のとるべき措置

このことについては、第2章第2節第2 5(1)を準用するものとする。

(2) 市町村のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(2)」を準用するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(3)」を準用するものとする。

**5 自衛隊の災害派遣**

県（危機管理総室）は、鉄道災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

**第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動**

**1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動**

(1) 鉄道事業者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策」の定めにより、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施するものとする。

(2) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(3) 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(4) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

**2 消火活動**

(1) 鉄道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策」の定めにより、消防及び救助に関する措置を実施するものとする。

- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 上記のほか、「第2章第2節第3 2(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

#### 第5 避難誘導

鉄道事業者は、旅客及び公衆等の避難について、「一般災害対策編第3章第20節第5-1 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)）応急対策」及び「同節第5-2 鉄道施設（その他の民有鉄道事業者）応急対策」に基づき実施するものとする。

#### 第6 災害広報

県（生活環境総室）、市町村、防災関係機関及び鉄道事業者は、相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、施設の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

### 第3節 鉄道災害復旧対策計画

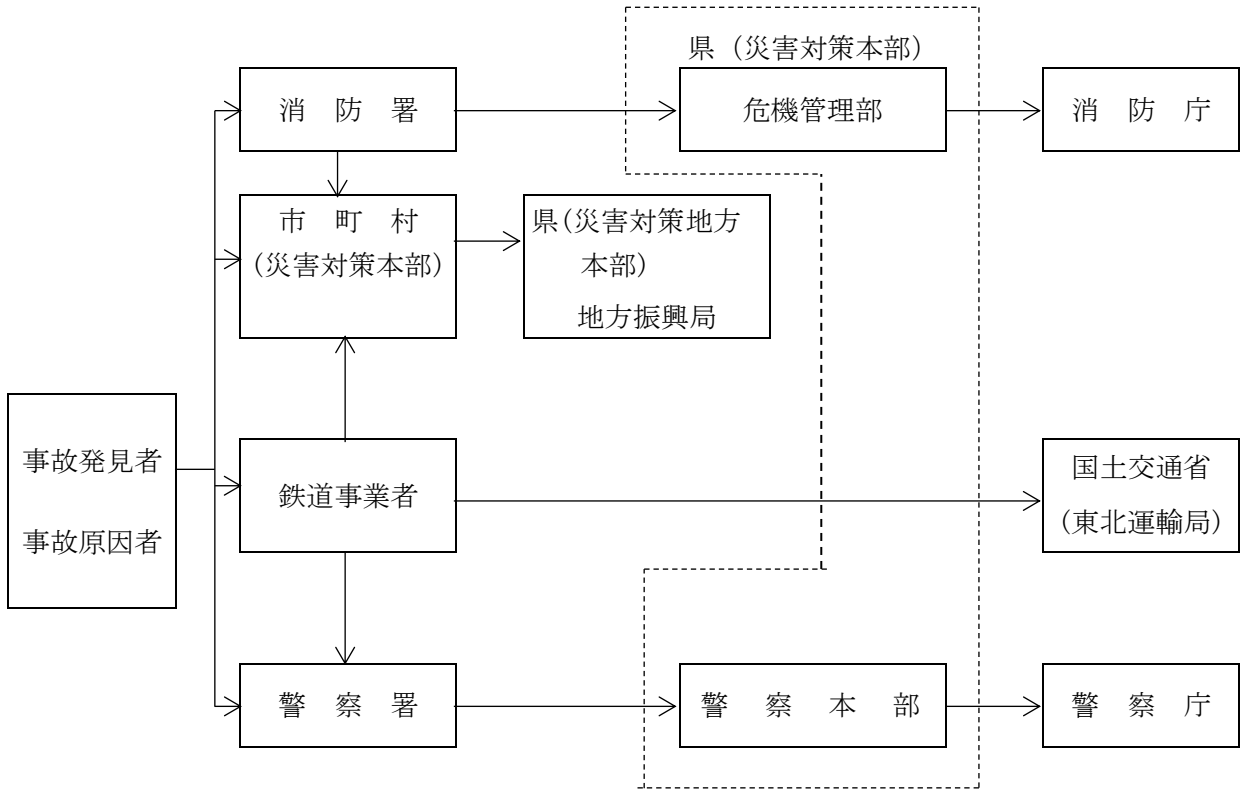
第1 鉄道事業者は、県（生活環境総室）、市町村及び関係機関との連絡を密にし、事故災害に伴う施設及び車両の被害に応じ、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ的確に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

また、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図1

### 鉄 道 災 害 情 報 伝 達 系 統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第5章 道路災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、土木部、警察本部、市町村、東北地方整備局、東日本高速道路(株))

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 道路災害予防対策

#### 第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び警察本部は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努めるものとする。

#### 第2 道路施設等の整備

- 1 道路管理者は、道路パトロール等により道路施設等の点検を行い現況把握に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。
- 3 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施するものとする。

#### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 1 防災情報通信網等の整備

(1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努めるものとする。

(2) 上記のほか、「第2章第1節第2 1(2)及び(3)」を参照するものとする。

##### 2 応援協力体制の整備

(1) 県(道路総室)、市町村及び防災関係機関は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 県(道路総室)、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えてお



くとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておくものとする。
- (2) 上記のほか、「第2章第1節第2 3(2)及び(3)」を参照するものとする。

### 4 消防力の強化

- (1) 道路管理者のとりべき措置  
消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておくものとする。
- (2) 県（危機管理総室）のとりべき措置  
道路災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。
- (3) 市町村のとりべき措置  
このことについて、「第3章第1節第1 5(3)」を参照するものとする。

### 5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

### 6 防災訓練の実施

県（道路総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより、県、市町村、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

#### 第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 第5 要配慮者対策

このことについては、「第2章第1節第4」を参照するものとする。

## 第2節 道路災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県（危機管理総室、道路総室）は、道路災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「道路災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県（危機管理総室、道路総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統-2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行うものとする。

## 2 県の活動体制

### (1) 災害対策本部の設置前

#### ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)ア」を参照するものとする。

#### イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)イ」を参照するものとする。

### (2) 災害対策本部

#### ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)ア」を参照するものとする。

#### イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2 県の活動体制(2)イ」を参照するものとする。

### (3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節」を参照するものとする。

## 3 市町村の活動体制

このことについては、「第2章第2節第2 3」を準用するものとする。

## 4 相互応援協力

(1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

### (2) 県のとるべき措置

このことについては、第2章第2節第2 5(1)を準用するものとする。

### (3) 市町村のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(2)」を準用するものとする。

### (4) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(3)」を準用するものとする。

## 5 自衛隊の災害派遣

県（危機管理総室）は、道路災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

## 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 道路管理者は、消防機関、警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するものとする。

(2) 上記のほか、「第4章第2節第3 1(2)から(4)」を参照するものとする。

### 2 消火活動

(1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するもの

とする。

- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- (3) 上記のほか、「第2章第2節第3 2(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

#### 第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、警察本部、道路管理者等は、相互に協力して、「事故対策編第6章 危険物等災害対策計画」の定めにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

#### 第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- 1 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- 2 警察本部は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行うものとする。

#### 第7 災害広報

県（危機管理総室、道路総室）、市町村、防災関係機関及び道路管理者は、相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、道路等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

### 第3節 道路災害復旧対策計画

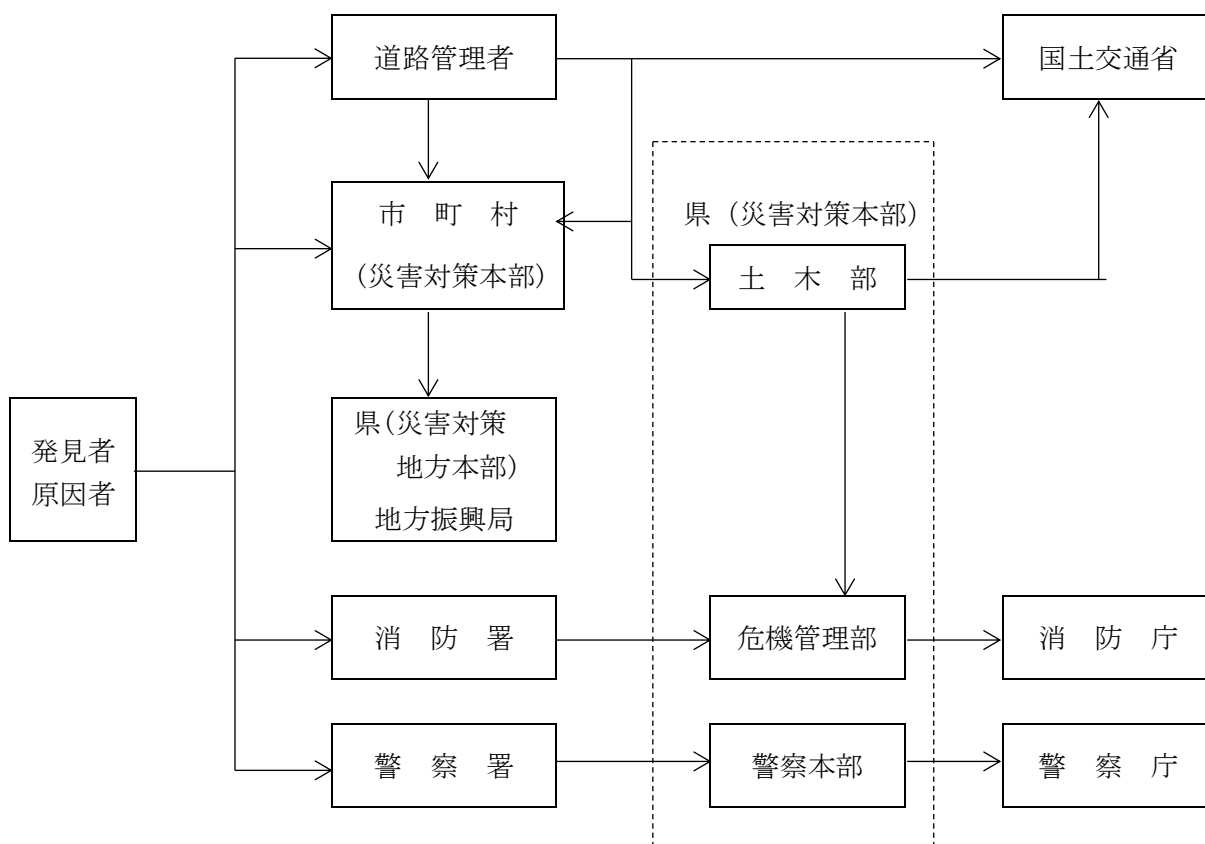
第1 道路管理者は、県、市町村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行うものとする。

また、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図1

道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第6章 危険物等災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、警察本部、市町村、消防本部、福島海上保安部、(一社)福島県危険物安全協会連合会、福島県火薬類保安協会、福島県地域防災協議会、(一社)福島県LPガス協会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会、(一社)福島県冷凍空調設備工業会)

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。ただし、海上への危険物等の流出等による災害対策については、「第2章 海上災害対策計画」、原子力発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害対策については、「原子力災害対策編」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については、「福島県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによるものとする。

### 第1節 危険物等災害予防対策

#### 第1 危険物等の定義

##### 1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

##### 2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

##### 3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

##### 4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

#### 第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村は、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努めるものとする。

##### 1 危険物

###### (1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図るものとする。



(2) 県、市町村のとりべき措置

- ア 県（危機管理総室）は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図るものとする。
- イ 県（危機管理総室）、市町村等は、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

## 2 高圧ガス

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編第2章第18節第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県（危機管理総室）のとりべき措置

- ア 県（危機管理総室）は、保安統括者及び製造保安係員等に対する保安教育講習の実施、高圧ガス設備に係る定期自主検査の指導等により、事業者による自主保安体制の推進を図るものとする。
- イ 県（危機管理総室）は、高圧ガス製造事業者等に対する保安検査、立入検査、移動車両等に対する路上点検及びその他保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

## 3 毒物・劇物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第4 毒物・劇物施設災害対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

(2) 県（健康衛生総室）のとりべき措置

県（健康衛生総室）は、毒物劇物取扱責任者、保安責任者等に対する災害時危害防止対策、防災体制等についての災害予防講習の実施及び取扱施設等に対する定期自主検査の実施の指導等により、自主保安体制の推進を図るものとする。また、製造、貯蔵等毒物・劇物取扱施設及び運送現場に対する立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

## 4 火薬類

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第2章第18節第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、風水害に対する必要な措置の検討、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資機材等の整備等により自主保安体制の確立を図るものとする。

る。

(2) 県（危機管理総室）のとりべき措置

県（危機管理総室）は、危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施、施設等の定期自主検査の実施等の指導により、自主保安体制の推進を図るものとする。

また、火薬類の爆発等の災害及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施し、施設等の安全の確保に努めるものとする。

### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### 1 防災情報通信網等の整備

(1) このことについては、第2章第1節第2 1 (2)及び(3)を参照するものとする。

#### 2 応援協力体制の整備

(1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資機材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努めるものとする。

(2) 県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

#### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

(1) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図るものとする。

(2) 上記のほか、「第2章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

#### 4 消防力の強化

(1) 事業者のとりべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資機材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機

関等との連携の強化をしておくものとする。

(2) 県（危機管理総室）のとりべき措置

このことについて、「第3章第1節第1 5(2)」を参照するものとする。

(3) 市町村のとりべき措置

このことについて、「第3章第1節第1 5(3)」を参照するものとする。

## 5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 県（危機管理総室、健康衛生総室）は、関係機関による防除資機材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援するものとする。

(2) 消防機関、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

## 6 避難対策

市町村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編第2章第9節 避難対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 7 防災訓練の実施

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、市町村、防災関係機関、事業者、自衛消防組織及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

## 第4 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村及び防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

## 第5 要配慮者対策

このことについて、「第2章第1節第4」を参照するものとする。

## 第2節 危険物等災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

#### 2 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県（危機管理総室、健康衛生総室）は、危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、事業者から収集した情報については、危険物等の取扱規制担当省庁に連絡するものとする。

(2) 県（危機管理総室、健康衛生総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 3 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」及び「同集 報告系統—4 火薬類・高圧ガス事故」により連絡するものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずるものとする。

### 2 県の活動体制

(1) 災害対策本部の設置前

ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)ア」を参照するものとする。

イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)イ」を参照するものとする。

(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)ア」を参照するものとする。

イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)イ」を参照するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「一般災害対策編第3章第1節」を参照するものとする。

### 3 市町村の活動体制

このことについては、「第2章第2節第2 3」を準用するものとする。

### 4 相互応援協力

(1) 事業者は、事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

(2) 県のとるべき措置

このことについては、第2章第2節第2 5(1)を準用するものとする。

(3) 市町村のとるべき措置

このことについては、第2章第2節第2 5(2)を準用するものとする。

(4) 消防本部のとるべき措置

このことについては、第2章第2節第2の5(3)を準用するものとする。

### 5 自衛隊の災害派遣

県（危機管理総室）は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

## 第3 災害の拡大防止

### 1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「一般災害対策編第3章第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

### 2 県、市町村、消防機関等のとるべき措置

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、消防機関等は、関係法及び「一般災害対策編第3章第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡

散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

## 第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

(1) 市町村は、「一般災害対策編第3章第7節 救助・救急」及び「同章第11節 医療（助産）救護」の定めにより、消防機関、警察本部、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施するものとする。

(2) 消防機関は、保有する資機材を活用し、市町村、警察本部、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

(3) 警察本部は、「一般災害対策編第3章第13節 災害警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行うものとする。

### 2 消火活動

(1) 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) このことについては、「第2章第2節第3 2(4)及び(5)」を参照するものとする。

## 第5 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

## 第6 危険物等の大量流出に対する応急対策

### 1 事業者、消防機関、警察本部等のとるべき措置

事業者、消防機関及び警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

### 2 県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村のとるべき措置

県（危機管理総室、健康衛生総室）及び市町村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

## 第7 避難誘導

### 1 市町村等のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編第3章第9節 避難」の定めにより、地域住民等に対し避難指示等の必

要な措置を講ずるものとする。

## 2 要配慮者対策

県（危機管理総室、生活環境総室、保健福祉部各総室）、市町村等は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編第3章第9節 避難」及び「同章第22節 要配慮者対策」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

## 第8 災害広報

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

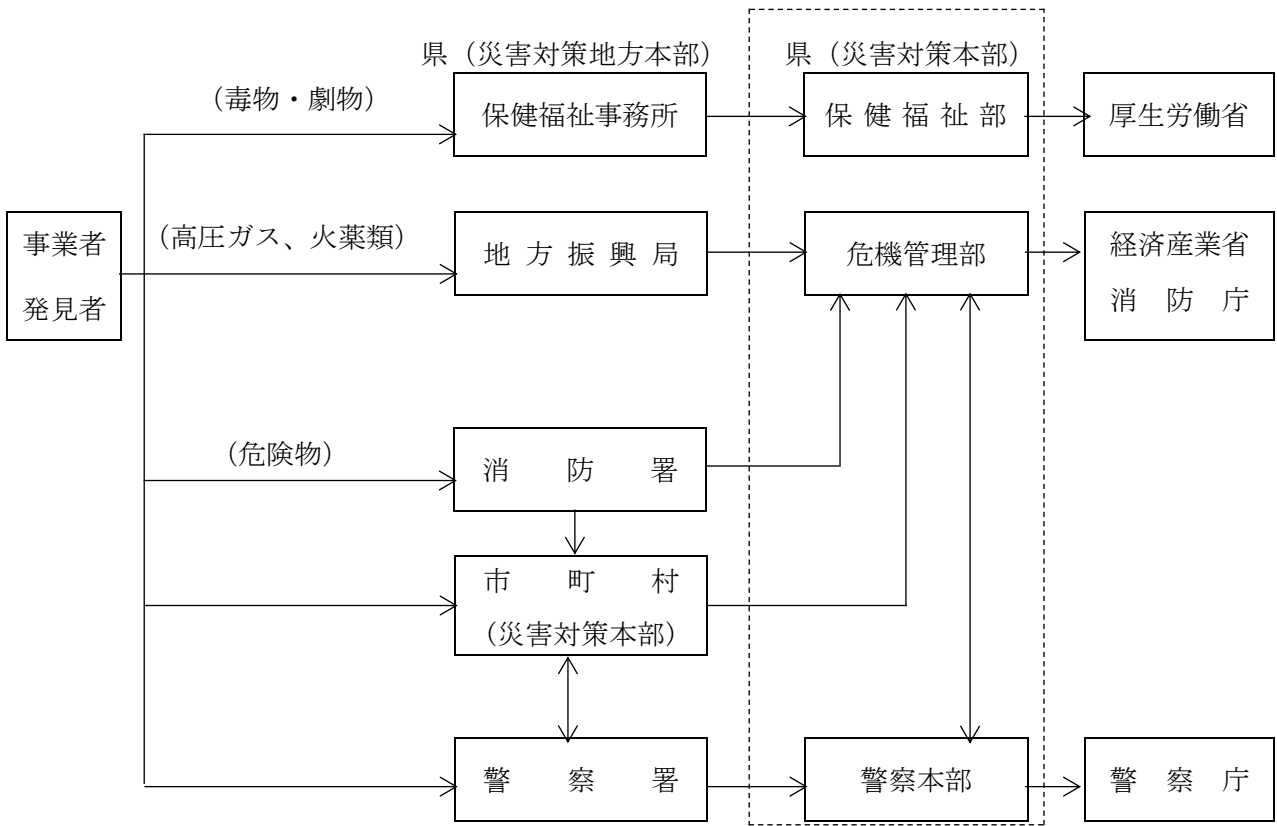
### 第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。



別図1

危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第7章 大規模な火事災害対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、土木部、市町村、消防本部)

この計画は、住宅の密集化、建築物の高層化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増していることから、大規模な火事による多数の死傷者等が発生といった大規模な火事災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 大規模な火事災害予防対策

#### 第1 災害に強いまちづくりの形成

##### 1 災害に強いまちの形成

県及び市町村は、火事による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、避難地、避難路の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進するものとする。

##### (1) 市街地の整備

県（都市総室）及び市町村は、老朽木造住宅密集市街地等防災上の危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上安全な市街地の形成を促進するものとする。

##### (2) 防災空間の整備

県（都市総室）及び市町村は、幹線道路や河川等との連携を図りつつ、大規模な火事災害の発生時に避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点等となる都市公園の計画的な配置を行うとともに、避難路及び消防活動困難区域の解消のため、十分な幅員を持った道路の整備を推進するものとする。

##### (3) 建築物の不燃化の推進

県（都市総室、建築総室）及び市町村は、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用を図り、建築物の不燃化を推進するものとする。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

##### (1) 消防用設備等の整備、維持管理

県（危機管理総室）、市町村、消防本部、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

##### (2) 建築物の防火管理体制

県（危機管理総室）、市町村、消防本部、事業者等は、火事等の災害から人的、物的損害を最小限度に止めるため、学校、病院、工場等の防火対策物における防火管理者の設置について

指導し、防火管理体制の強化に努めるものとする。

消防本部は、「一般災害対策編第2章第5節第3 3 防火管理者制度の効果的運用」に基づき、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導等防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制の充実を図るものとする。

### (3) 建築物の安全対策の推進

ア 県（建築総室）及び市町村は、「一般災害対策編第2章第6節第2 特殊建築物、建築設備の防災対策」に基づき、特殊建築物等の防火、避難対策に重点をおいて補修、補強又は改善等の指導を行い、建築物の維持管理の適正化及び防災性の向上を図るものとする。

イ 消防本部は、旅館、百貨店等不特定多数の者を収容する施設（防火基準適合表示制度「適マーク」対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導をするものとする。

## 第2 大規模な火事災害防止のための情報の充実

### 1 気象情報の収集及び伝達

県（危機管理総室）及び市町村は、大規模な火事災害防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市町村防災行政無線等を利用し、福島地方気象台等と連携のうえ、気象特別警報・気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

### 2 火災気象通報の伝達及び火災警報等

(1) 福島地方気象台は、気象概況通報の一部として「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一の基準により、「火災気象通報」を県（危機管理総室）に通報する。

(2) 県（危機管理総室）は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村に伝えるものとする。

(3) 市町村長は、前項の通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報を発することができる。

(4) 前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

### 第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### 1 防災情報通信網等の整備

このことについては、「第2章第1節第2 1 (2)及び(3)」を参照するものとする。

#### 2 応援協力体制の整備

このことについては、「第6章第1節第3 2 (2)及び(3)」を参照するものとする。

#### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

このことについては、「第2章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

#### 4 消防力の強化

##### (1) 県（危機管理総室）のとるべき措置

大規模な火事災害発生時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。

##### (2) 市町村のとるべき措置

ア 大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

イ 上記のほか、「第3章第1節第1 5 (3)」を参照するものとする。

#### 5 避難対策

このことについては、「第6章第1節第3 6」を参照するものとする。

#### 6 防災訓練の実施

県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、市町村、防災関係機関、事業者及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 第4 防災知識の普及・啓発

県（危機管理総室）、市町村及び防災関係機関は、全国火災予防運動、防災週間、建築物防災週間等を通じ、住民等に対して、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

### 第5 要配慮者対策

このことについては、「第2章第1節第4」を参照するものとする。

## 第2節 大規模な火事災害応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 県及び警察本部のとりべき措置

- (1) 県（危機管理総室）は、大規模な火事災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「大規模火事災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県（危機管理総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。
- (3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

- (1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。
- (2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への大規模な火事災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—2 火災、危険物に係る事故、救急・救助事故」により連絡するものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 事業者の活動体制

このことについては、「第6章第2節第2 1」を参照するものとする。

### 2 県の活動体制

#### (1) 災害対策本部の設置前

##### ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)ア」を参照するものとする。

##### イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)イ」を参照するものとする。

#### (2) 災害対策本部

##### ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)ア」を参照するものとする。

##### イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)イ」を参照するものとする。

#### (3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(3)」を参照するものとする。

### 3 市町村の活動体制

このことについては、「第3章第2節第2 3」を参照するものとする。

### 4 相互応援協力

(1) 県のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(1)」を準用するものとする。

(2) 市町村のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(2)」を準用するものとする。

(3) 消防本部のとるべき措置

このことについては、「第2章第2節第2 5(3)」を準用するものとする。

4 自衛隊の災害派遣

県（危機管理総室）は、大規模な火事災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するものとする。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「第4章第2節第3 1(2)から(4)」を参照するものとする。

2 消火活動

(1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 上記のほか、「第2章第2節第3 2(4)及び(5)」を参照するものとする。

第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

第5 避難誘導

1 市町村等のとるべき措置

このことについては、「第6章第2節第7 1」を参照するものとする。

2 要配慮者対策

このことについては、「第6章第2節第7 2」を参照するものとする。

第6 災害広報

県（危機管理総室）、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフライン等の復旧状況、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

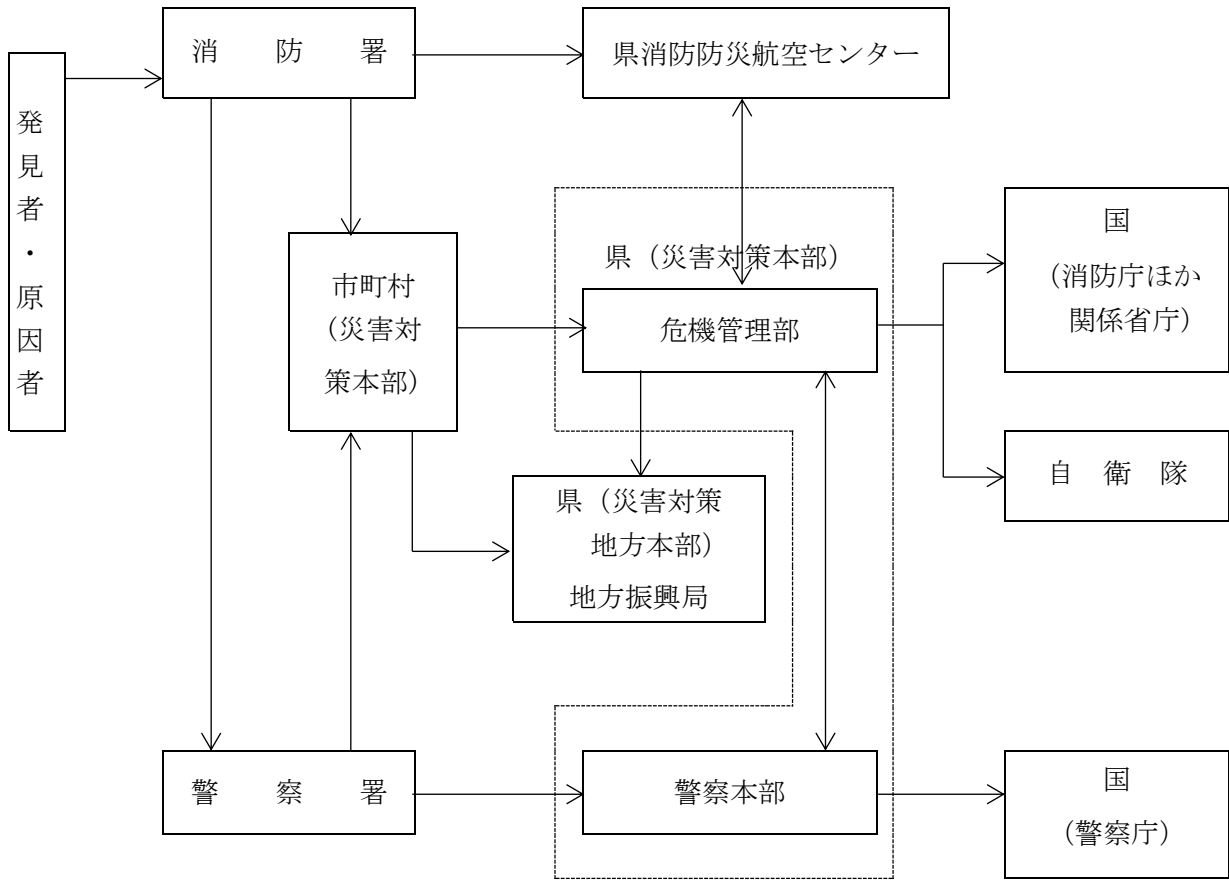
### 第3節 大規模な火事災害復旧対策計画

第1 県（危機管理総室）、市町村及び関係機関は、国と連携し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行い、又は支援するものとする。

第2 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

別図1

### 大規模な火事災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。



## 第8章 林野火災対策計画

(危機管理部、生活環境部、保健福祉部、農林水産部、土木部、警察本部、市町村、消防本部、関東森林管理局)

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

### 第1節 林野火災予防対策計画

#### 第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

#### 第2 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域を有する市町村は、県（危機管理総室、森林林業総室）と協議してその地域の特性に配慮した林野火災特別地域対策事業計画を作成し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施するものとする。

また、市町村は、当該市町村の地勢、風土、気象条件等を考慮し必要と認める場合には、市町村消防計画及び市町村地域防災計画に林野火災対策計画を策定し、その推進を図るものとする。

2 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。

3 県（危機管理総室、森林林業総室）及び市町村は、警報発表等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行うものとする。

#### 第3 林野火災防止のための情報の充実

県（危機管理総室）及び市町村は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、市町村防災行政無線等を利用し、福島地方气象台と連携のうえ、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずるものとする。

## 第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 1 防災情報通信網等の整備

このことについては、第2章第1節第2 1 (2)及び(3)を参照するものとする。

### 2 応援協力体制の整備

- (1) 県（危機管理総室、森林林業総室）、市町村及び防災関係機関は、林野火災が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協定体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編第2章第1節第5 応援協力体制の整備」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 県（危機管理総室、森林林業総室）、市町村及び防災関係機関は、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟するものとする。

### 3 救助・救急及び医療（助産）救護

このことについては、「第2章第1節第2 3 (2)及び(3)」を参照するものとする。

### 4 消防力の強化

#### (1) 県（危機管理総室、森林林業総室）のとるべき措置

- ア 県（危機管理総室）は、林野火災発生時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防力、消防水利の整備強化について、指導支援を行うものとする。
- イ 県（危機管理総室、森林林業総室）は、林野火災用消防資機材を整備するものとする。
- ウ 県（危機管理総室）は、「林野火災用消防資機材の保管及び使用に関する協定」に基づき、陸上自衛隊福島駐屯地及び陸上自衛隊郡山駐屯地に保管するとともに、市町村及び自衛隊等が、林野火災用消防資機材の迅速かつ的確な操作をすることができるよう、訓練又は講習会等を開催するものとする。

#### (2) 市町村のとるべき措置

- ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進するものとする。
- イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるものとする。
- ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努めるものとする。

#### (3) 関東森林管理局のとるべき措置

- ア 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行うものとする。
- イ 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努めるものとする。
- ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資機材の整備に努めるものとする。

### 5 避難対策

このことについては、「第6章第1節第3 6」を参照するものとする。

## 6 防災訓練の実施

県（危機管理総室、健康衛生総室）、市町村、防災関係機関は、大規模災害を想定し、「一般災害対策編第2章第14節 防災訓練」の定めにより県、市町村、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体及び地域住民等が相互に連携するため、消火、救助・救急等について、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

また、消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施するものとする。

## 第5 防災知識の普及・啓発

- 1 県（森林林業総室）は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、関東森林管理局、市町村、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。
- 2 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導するものとする。
- 3 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努めるものとする。

## 第6 要配慮者対策

このことについては、「第2章第1節第4」を参照するものとする。

## 第2節 林野火災応急対策計画

### 第1 災害情報の収集伝達

#### 1 県及び警察本部のとりべき措置

(1) 県（危機管理総室、森林林業総室）は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、「林野火災災害情報伝達系統（別図1）」に基づき関係機関に伝達するとともに、「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

また、県（森林林業総室）は、必要に応じて林業関係機関及び林業関係団体に通報するものとする。

(2) 県（危機管理総室、森林林業総室）は、必要に応じて職員を現地に派遣し、被害状況等の情報収集、市町村及び関係機関との連絡調整に当たるものとする。

(3) 上記のほか、「第2章第2節第1 1(4)及び(5)」を参照するものとする。

#### 2 市町村及び防災関係機関のとりべき措置

(1) 市町村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編第3章第3節 災害情報の収集伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 市町村及び消防本部から県（危機管理総室）への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 報告系統—1 林野火災」により連絡するものとする。

(3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置については、「一般災害対策編第3章第1節 応急活動体制」の定めによるものとする。

## 第2 活動体制の確立

### 1 県の活動体制

#### (1) 災害対策本部の設置前

##### ア 事前配備、警戒配備及び特別警戒配備

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)ア」を参照するものとする。

##### イ 特別警戒本部（特別警戒本部体制）

このことについては、「第2章第2節第2 2(1)イ」を参照するものとする。

#### (2) 災害対策本部

##### ア 災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)ア」を参照するものとする。

##### イ 災害対策本部体制

このことについては、「第2章第2節第2 2(2)イ」を参照するものとする。

#### (3) 災害対策地方本部及び現地災害対策本部の設置

このことについては、「第2章第2節第2 2(3)」を参照するものとする。

### 2 市町村の活動体制

このことについては、「第2章第2節第2 3」を参照するものとする。

### 3 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

#### 4 相互応援協力

(1) 県（危機管理総室）は、大規模な林野火災が発生し、市町村から応援要請があり、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」により、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対してヘリコプターによる消火活動の応援要請等を行うものとする。

また、林野火災は、多数の消火人員を動員する必要があることから、火災の拡大に伴い当該市町村のみによっては消火できないと判断したときは、当該市町村の相互応援協定による応援状況を考慮しつつ、他市町村に対して応援を指示するものとする。

(2) 市町村は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編第3章第5節 相互応援協力」の定めにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求めるものとする。

(3) 消防本部は、林野火災の規模が当該市町の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、被災市町との調整のうえ、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請するものとする。

#### 5 自衛隊の災害派遣

県（危機管理総室）は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編第3章第8節 自衛隊災害派遣」の定めにより自衛隊に災害派遣を要請するとともに、県が保有する林野火災用消防資機材を派遣部隊に貸与するものとする。

### 第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

#### 1 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護活動

このことについては、「第6章第2節第4 1 (1)から(3)」を参照するものとする。

#### 2 消火活動

(1) 市町村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防機関等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制

(空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」(資料編に掲載)を参照すること。)

(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(3) 県(危機管理総室)は、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」に基づき、保有する林野火災用消防資機材の中で、市町村等へ貸付けるものとする。

(4) 関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努めるものとする。

(5) 上記のほか、第2章第2節第3 2(4)及び(5)を参照するものとする。

#### 第4 交通規制措置

このことについては、「一般災害対策編第3章第13節第2」を参照するものとする。

#### 第5 避難誘導

##### 1 市町村等のとるべき措置

このことについては、「第6章第2節第7 1」を参照するものとする。

##### 2 要配慮者対策

このことについては、「第6章第2節第7 2」を参照するものとする。

##### 3 森林内の滞在者

市町村、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

#### 第6 災害広報

県(危機管理総室、森林林業総室)、市町村、防災関係機関及び事業者は、相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、交通規制、二次災害の危険性に関する情報等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編第3章第6節 災害広報」の定めにより、必要な措置を講ずるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

#### 第7 二次災害の防止

1 県(森林林業総室、河川港湾総室)、国(森林管理署等)及び市町村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分

留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

- 2 県（森林林業総室、河川港湾総室）及び市町村は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

また、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

- 3 市町村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとるものとする。



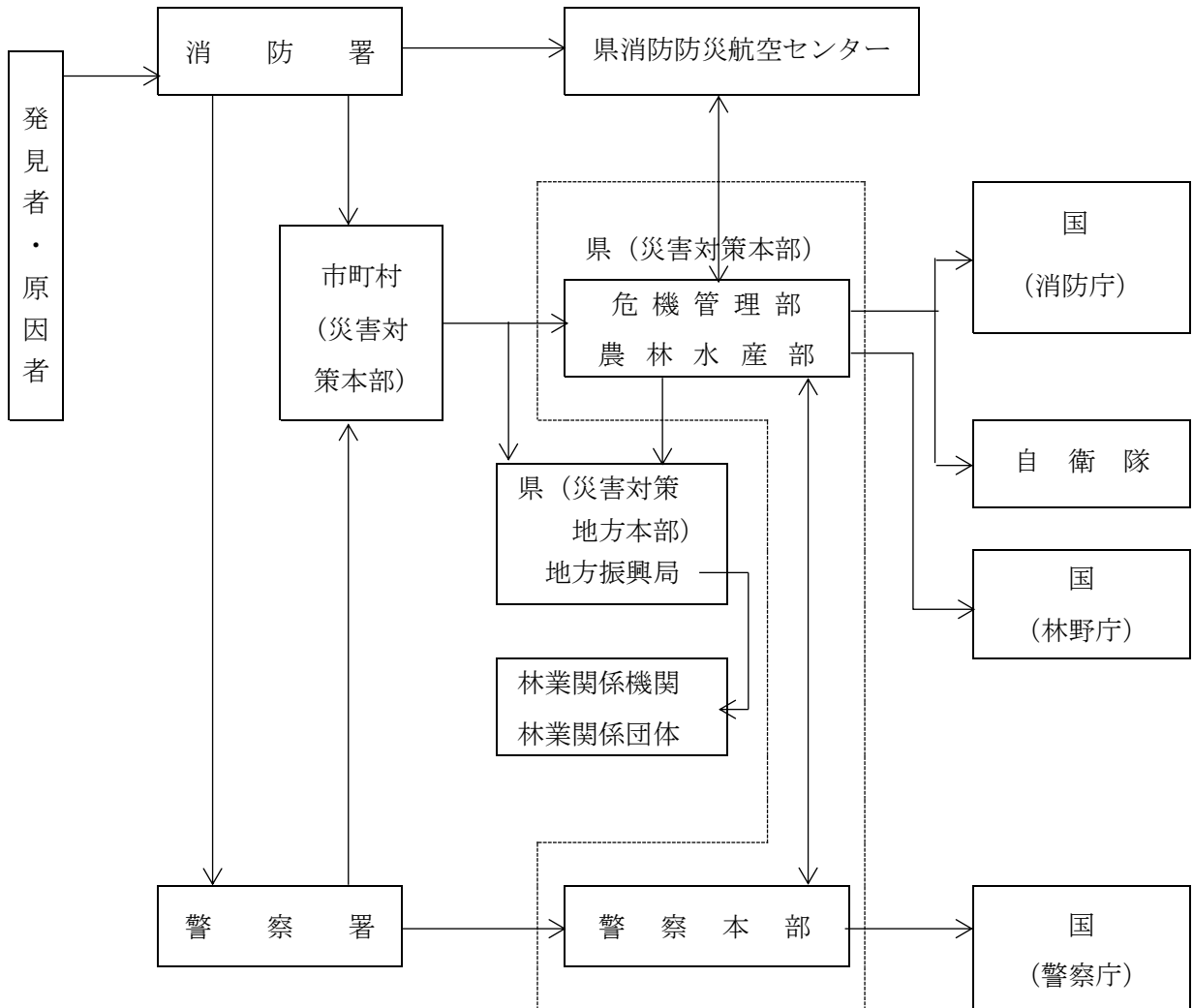
### 第3節 林野火災復旧対策計画

第1 復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編第4章 災害復旧計画」の定めによるものとする。

第2 県（森林林業総室）及び市町村は、必要に応じ国と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努めるものとする。

別図1

林 野 火 災 情 報 伝 達 系 統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。